

労働者派遣法に基づく情報公開について

2024年6月13日

セキ株式会社

許可番号 派38-300159

① マージン率などの情報

「労働者派遣法」の規定により、派遣元事業主は、以下の情報を公開することを義務付けられています。（法・第23条の5）「労働者派遣事業報告書」に基づき、関係者の皆様にお知らせいたします。

| 項目 | | 事業所 | 松山本社 | 東京本社 |
|---------------|-------|--|---------|------|
| | | 単位等 | | |
| 派遣労働者の数 | 事業報告書 | 1日平均 | 1人 | 0人 |
| 派遣先の数 | 事業報告書 | 事業年度あたり | 1社 | 0社 |
| マージン率 | 下記算式※ | | 20.0% | 0% |
| 派遣料金1人あたりの平均額 | 事業報告書 | 1日（8時間あたり） | 23,666円 | 0円 |
| 派遣スタッフの賃金の平均額 | 事業報告書 | 1日（8時間あたり） | 18,944円 | 0円 |
| 教育訓練に関する事項 | | 段階的かつ体系的な教育体系を整備し、OFF-JT及びOJTによる教育訓練を実施しています。 | | |
| 福利厚生 | | 正社員と同等に福利厚生を活用できます。 | | |
| 労使協定に関する事項 | | 労使協定：締結している 派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者 有効期限の終期：2025年3月31日 | | |

※マージン率 = (労働者派遣に関する料金の額の平均額 - 派遣労働者の賃金平均額) ÷ 労働者派遣に関する料金の額の平均
(小数点1位未満の端数は四捨五入)

以上